(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宍粟市波賀町原字有賀一三九番一地内	前	二〇・〇〇～二一・〇〇メートル	〇・〇一四キロメートル
後	一六・五〇～二〇・五〇メートル	〇・〇一四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十二日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号及び四百七十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南丹市園部町河原町四号二九番一から同市園部町河原町四号二六番七まで	前	九・八〇～一九・四〇メートル	〇・〇八八キロメートル
後	九・八〇～一九・四〇メートル	〇・〇八八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十二日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南丹市園部町上木崎町砂尻二番三から同市園部町上木崎町砂尻九番まで	前	一一・〇〇～四四・四〇メートル	〇・〇六六キロメートル
後	一一・〇〇～四九・六〇メートル	〇・〇六六キロメートル	
南丹市園部町上木崎町峠尻三〇番四地内	前	一五・〇〇～六五・六〇メートル	〇・一三六キロメートル
後	一五・〇〇～七四・〇〇メートル	〇・一三六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	南丹市園部町上木崎町砂尻二番三から同市園部町上木崎町砂尻九番まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所
〃	南丹市園部町上木崎町峠尻三〇番四地内	〃

供用開始の期日　平成二十三年十一月二十二日

○近畿地方整備局告示第二百七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十二日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南丹市園部町上木崎町大谷一八番五から同市園部町上木崎町峠尻三〇番二九まで	前	一五・〇〇～四一・八〇メートル	〇・一二九キロメートル
後	一七・二〇～五八・四〇メートル	〇・一二九キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十二日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
甲賀市土山町南土山字辻垣外甲七一一番から同市土山町南土山字辻垣外甲七三九番二まで	前	九・七九～一二・一七メートル	〇・一四一キロメートル
後	一二・一七～一四・八九メートル	〇・一四一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○中国地方整備局告示第百八十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年十一月二十一日

中国地方整備局長　戸田　和彦

第1　起業者の名称　岡山県

第2　事業の種類　一級河川吉井川水系山家川改修工事（左岸・岡山県美作市江見字脇ケ坪北地内から同市上福原字向河原地内まで及び右岸・美作市江見字着倒ノ元地先から同市山城字溝ノ上地内まで）及びこれに伴う市道付替工事並びに附帯工事

第3　起業地

1　収用の部分　一級河川吉井川水系山家川

上流｛右岸岡山県美作市山城字溝ノ上地内／左岸岡山県美作市上福原字向河原地内｝から

下流｛右岸岡山県美作市江見字着倒ノ元地先／左岸岡山県美作市江見字脇ケ坪北地内｝まで

岡山県美作市江見字脇ケ坪北、字渡リ上リ道ノ東、字引木田、字引木田上ヌ、字渡リ上リ上ミ、字井ノ口西、字井ノ口川端、字井ノ口畑ケ田、字井ノ口下タ、字井ノ口、字西ノ土居、字小川端屋敷、字樋掛、字**竹**樋掛、字**竹**荒神ノ元及び字**竹**荒神並びに山城字**吊**尻リ、字辰之原、字溝ノ上ヌ、字溝ノ上及び字水通し並びに上福原字向河原及び字影山地内

2　使用の部分　岡山県美作市江見字脇ケ坪北、字渡リ上リ道ノ東、字引木田、字引木田上ヌ、字井ノ口西、字井ノ口畑ケ田、字井ノ口下タ、字小川端屋敷及び字樋掛並びに山城字辰之原、字溝ノ上ヌ、字溝ノ上及び字水通し並びに上福原字影山地内